

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 6 日～ 令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、男性の育児休業取得率を 50%以上、女性の育児休業取得率を 80%以上とする。【次世代育成】

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標 2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月 30 時間未満とする。
【次世代育成】

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 各部署における時間外労働時間の把握
業務量の見直し、業務内容の効率化などの取組実施

目標 3：全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。
【女性活躍推進】

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
時間単位有休取得の促進
社員間で業務調整し有休休暇を取得しやすくする

目標 4：女性社員の雇用拡大を図り、正社員における女性比率を 25%以上にする。
【女性活躍推進】

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 対象者との定期的な個別面談を実施する